

# 原子力災害に備えた 安来市広域避難計画



平成25年3月  
安来市

## 目 次

1. 計画の位置づけ	1
2. 計画策定にあたっての基本方針	1
3. 計画の前提	2
(1) 避難範囲の考え方	2
(2) 避難対象地域	2
(3) 避難先地域	3
4. 安来市の体制	5
(1) 市の広報体制等	5
(2) 広報のタイミング	5
(3) 相談窓口の設置	5
(4) 市の災害体制の設置基準	5
(5) 警戒本部・災害対策本部の設置	6
(6) 災害対策本部の設置場所	7
(7) 災害対策本部の退避先	7
5. 住民の避難体制	7
(1) 避難行動等の事前周知について	7
(2) 自家用車避難の場合	8
(3) 自家用車避難が困難な場合	8
(4) 避難先等の確保、周知	9
(5) 避難ルートの設定	9
(6) スクリーニングポイントにおける市の役割	9
(7) 園児、児童及び生徒等への対応	10
(8) 一時滞在者（観光客等）への対応	11
(9) イエローバスの乗客への対応	11
(10) 避難完了の確認等	11
(11) 避難先での避難住民の登録	11
(12) 自主避難した住民の把握	11
(13) 避難が長期化した場合の対応	11
6. 災害時要援護者の避難体制	12
(1) 避難の流れ	12
(2) 避難先の確保及び周知	12
(3) 避難手段及び避難ルート等	13
(4) 各施設別の避難計画の策定	13
(5) 在宅要援護者の援護等	13

(6) 避難が長期化した場合の対応 .....	13
<b>7. 避難住民の支援体制 .....</b>	<b>14</b>
(1) 避難所（一般避難住民用）の開設 .....	14
(2) 広域福祉避難所（災害時要援護者用）の開設 .....	14
<b>8. 避難所の運営について .....</b>	<b>15</b>
(1) 広域避難所 .....	15
(2) 広域福祉避難所 .....	16

## 1. 計画の位置づけ

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)で発生した原子力災害を踏まえ、平成24年12月、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を見直し、避難対象地域が従来の防災対策を重点的に充実すべき区域(E P Z)の目安である10kmの範囲から、予防的防護措置を準備する区域(P A Z)の概ね5km並びに緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)の概ね30kmに拡大された。

また、国の防災基本計画原子力災害対策編が改正され、P A Z及びU P Zを管轄に含む地方公共団体は、地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定するものとされたところである。

このことを受け、本市も安来市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、大規模な原子力災害が発生した場合の住民の広域避難対策を整備するものである。

## 2. 計画策定にあたっての基本方針

本計画は、安来市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成する原子力災害に備えた島根県広域避難計画との整合を図りつつ策定した。

- (1) 市は島根県と連携し、避難実施時の混乱を極力回避するため、住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行われるような体制を確立し、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示することとした。
- (2) 段階的避難指示等がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指すものとした。
- (3) 市は島根県と連携し、避難の実施時に特に配慮が必要である災害時要援護者(在宅要援護者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者)の安全かつ迅速な避難体制の確立を図るものである。
- (4) 本計画は、原子力災害という特殊な災害の発生を前提とし、受入れ自治体の理解と協力を得て作成したものであり、安来市地域防災計画(原子力災害対策編)と合わせ、作成時及び改定の都度受入れ自治体に情報提供するものである。

### 3. 計画の前提

#### (1) 避難範囲の考え方

避難対象地域及び避難先地域の決定については、避難時の情報伝達体制、災害時要援護者の支援が可能な範囲であること、避難前後の安否確認等かスムーズに行えること、避難後の避難所でのコミュニティの重要性等を考慮し、交流センター単位での避難行動を基本とする。

ただし、島田地区、安田地区については、その一部のみが30km内に入るため、交流センター単位ではなく行政町名による必要最小限区域での避難とする。

なお、本市内が地震など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて本計画をもとに柔軟に対応する。

#### (2) 避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、防災対策の検討状況や原子力防災連絡会議での整理等を踏まえ、島根原子力発電所から30km圏以内の次に掲げる地域とする。[資料1]

○地区単位

距離圏域	地域名	地区名（交流センター単位）	人口
20～30km	安来地域	社日、十神、赤江、荒島、飯梨、能義、大塚、吉田、宇賀荘、島田の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）	28,568人
	広瀬地域	広瀬、下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐	6,665人
	伯太地域	安田の一部（伯太町安田）	936人
合計			36,169人

※平成24年3月31日現在

(3) 避難先地域

避難地域		避難受入地域（岡山県）
市名	地区名	受入市町村名
安来市	社日、十神	津山市
	赤江、 <u>十神</u> ※	赤磐市
	荒島、 <u>十神</u> ※	真庭市
	飯梨	美咲町
	能義、 <u>社日</u> ※	鏡野町
	大塚	勝央町
	吉田、 <u>十神</u> ※	久米南町
	宇賀荘、 <u>宇波</u> ※	和気町
	島田	美作市
	広瀬、 <u>下山佐</u> ※	瀬戸内市
	下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐	備前市
	安田	奈義町
	<u>十神</u> ※	新庄村
	<u>十神</u> ※	西粟倉村
※一部の社会福祉施設のみ該当		14市町村

[資料2]

## 原発から30km圏域の状況



## 安来市の避難先地域



## 4. 安来市の体制

市は、島根県から警戒事象及び特定事象等発生の連絡があったときは、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき島根原子力発電所の事故等に関する情報や、避難指示及び避難準備情報の発令等について、住民広報や関係機関に対して情報連絡を速やかに行うものとする。

### （１）市の広報体制等

- ① 市は、住民に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、国（オフサイトセンター等）や島根県から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令する。
- ② 市は、在宅要援護者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対して、必要な情報を確実に伝える体制を整備する。

### （２）広報のタイミング

市は、住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

#### <住民広報のタイミング>

- ア 警戒事象及び特定の事象に至った場合（原災法10条事象、原子力緊急事態宣言等）
- イ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- ウ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- エ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- オ 放射性物質が放出された場合
- カ モニタリングの状況がまとまった場合
- キ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

#### <住民広報の内容>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること  
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- エ その他（注意事項等）

### （３）相談窓口の設置

市は、国及び島根県と協力して、住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

### （４）市の災害体制の設置基準

安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める設置基準は、以下のとおりとする。  
災害体制の設置基準

区分	体制	設置基準	処理事項
	本部・支部		
【警戒体制】 (トラブル発生)	警戒本部の設置 [構成員] 総務部長、市長室長、広瀬地域センター長、伯太地域センター長、統括危機管理監、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、基盤整備部長、上下水道部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、病院事務部長、総務課職員、危機管理課職員、その他総務部長が必要と認めた職員	・島根県から環境放射線異常の通報があったとき	1. 情報収集 2. 職員への注意喚起 3. 職員の動員準備 4. 災害予防対策 5. 体制移行準備 6. 住民広報 7. 環境モニタリング 8. 島根県への職員派遣
【第一次体制】 (原災法第 10 条事象)	災害対策本部の設置 [構成員] 市長、副市长、教育長、各部部长、次長、総務課職員、危機管理課職員、その他市長が必要と認めた職員	・島根県対策会議が設置されたとき ・特定事象（原災法第 10 条）発生の通報があったとき ・島根県からモニタリングポストにおいて原災法第 10 条に定める基準以上の放射線量が検出された旨の連絡があったとき ・その他市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起 3. 関係機関との調整 4. 災害予防体制 5. 体制移行準備 6. 住民広報 7. 相談窓口開設準備 8. 環境モニタリング 9. 島根県への職員派遣 10. 職員動員準備 11. 市長が定めるものの OFC への派遣
【第二次体制】 原災法 15 条事象	全職員とする	・内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出されたとき ・その他市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集 2. 職員の出勤 3. 避難状況確認 4. 安否確認 5. 住民広報 6. 相談窓口開設
【第三次体制】 (住民避難完了後)	事故対策の内容により最大全職員とする	・内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出されたとき	1. 情報収集 2. 災害復旧対策本部設置準備 3. 避難状況確認 4. 住民広報 5. 相談窓口開設

## (5) 警戒本部・災害対策本部の設置

### ① 警戒本部の設置

市は、警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒本部を設置する。

- ・警戒本部本部長 総務部長



②避難準備情報又は屋内退避が指示されたとき

- i 住宅等への屋内退避
  - ア 自宅、職場、最寄りの公共施設への屋内退避に関する事
  - イ 避難に備え、帰宅、避難の準備に関する事
  - ウ 退避及び退避後の行動に関する事
  - エ 退避に当たっての注意事項に関する事
  - オ その他必要な事項
- ii 災害時要援護者の確認等

③避難指示又はコンクリート建物への屋内退避が指示されたとき

- i コンクリート建物への屋内退避
  - ア 指示にしたがい、コンクリート建物への退避に関する事
  - イ 避難の備えに関する事
  - ウ その他必要な事項
- ii 避難方法等
  - ア 指示にしたがい、自家用車での避難又は一時集結所への移動に関する事
  - イ 避難先及び避難ルートに関する事
  - ウ 避難に当たっての注意事項に関する事
  - エ その他必要な事項
- iii 災害時要援護者の避難支援
- iv 安定ヨウ素剤の予防服用
  - ア 安定ヨウ素剤の配布の方法等に関する事
  - イ 指示にしたがい、安定ヨウ素剤の予防服用に関する事
- v 避難先での住民の把握

④原子力災害発生に対する事前の備え

- ア 事前の準備物資等に関する事
- イ 災害時要援護者の避難支援対策に関する事
- ウ 避難所の運営に関する事
- エ その他必要な事項

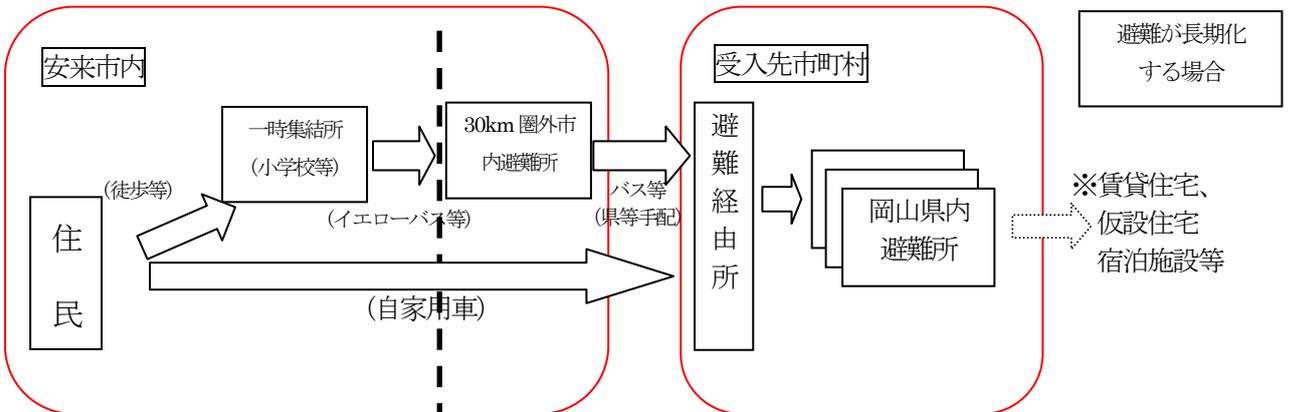
(2) 自家用車避難の場合

緊急避難時の移動手段として、多くの住民が自家用車により避難することを想定する。また、可能な限り乗り合わせによる避難に心がける。

(3) 自家用車避難が困難な場合

自家用車避難が困難な住民については、自治会、自主防災組織等の協力を得て、市が設置する一時集結所へ集合し、市は、イエローバス、島根県、国、関係機関の協力を得て確保したバス等及びJR等の公共的手段により、避難経由所へ集団避難させる。

## 避難の流れ



### (4) 避難先等の確保、周知

- ① 交流センター単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ避難先を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて住民へ事前に周知する。〔資料3〕
- ② 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。
 

一時集結所の運営

ア、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等定める。

イ 一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人員の振り分け、バス乗車の誘導等とする。
- ③ 避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を受入れ自治体の協力を得て選定し、避難実施の円滑化を図る。
- ④ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある受入れ自治体と避難受け入れについての調整を行うものとする。〔資料4〕
- ⑤ 受入れ自治体が自然災害等による被災等により受入れが困難な場合は、島根県は国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行うこととしている。

### (5) 避難ルートの設定

- ① 市は島根県警本部等関係機関と連携し、概ね地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しておく。〔資料5-1、5-2、5-3〕
- ② 市は島根県警本部等関係機関と連携し、災害の状況に応じてあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを設定する。

### (6) スクリーニングポイントにおける市の役割

基本的にスクリーニングポイントにおける避難者の身体汚染スクリーニングは、島根県の地域防災計画に従い、島根県健康福祉部内に緊急時医療センターを設置し、スクリーニングチームが行う

こととされている。

市はそのスクリーニング作業がスムーズに行われ、避難が適切に行われるよう協力するものとする。

- ① 車両及び避難者の誘導：受付  
要援護者を優先的に誘導し、速やかにスクリーニングができるよう努める。

## (7) 園児、児童及び生徒等への対応

- ① 島根原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合は、学校等の管理下において、市からの指示・情報に基づき、校長・園長・所長を中心とした学校等災害対策体制を設置し、園児、児童、生徒等（以下「児童等」という。）の安全確保を図る。

そのため、学校等は下記の対応に備え、あらかじめマニュアルを作成し、保護者への連絡方法・連絡先を確認するとともに、必要事項等について周知しておく。

### ア 各学校等の留意事項

- ・各学校災害対策体制の設置（本部長：校長・園長・所長、副本部長：教頭）
- ・市からの情報入手と伝達
- ・児童等の安否等の確認
- ・テレビやラジオ等による国・県の情報にも注意する。
- ・速やかに帰校することができない校外での活動中は、現地の安全な建物に留まり、学校からの指示を待つ。

### イ 屋内退避指示時の対応

- ・校舎や体育館など屋内に入るよう指示
  - ・児童等の安否等の確認
  - ・屋外にいた場合は、屋内退避時に顔や手洗いうがい等を行う。
  - ・ドアや窓は閉め、エアコン・換気扇等は止める。
  - ・ハンカチやタオル等で口、鼻を覆い、長袖上着等の着用など、外部被ばくを避けるための注意喚起を行う。
- ※放射線量の測定結果や事故の収束状況等に応じて、市と協議の上、安全が確認された場合には通常の対応とする。事態が進展する場合には避難対応に移行する。

### ウ 避難指示時の対応[資料6]

- ・市は運行中のイエローバスを運休させ、直ちに配車予定箇所に移動を指示する。
- ・教職員等は保護者に対し、児童等を30km圏外の市内一時移転先へ避難させる旨の連絡を行う。
- ・教職員等は、児童等をイエローバス配車予定箇所へ集合させ、教職員等添乗のもと30km圏外の市内一時移転先へ避難する。
- ・各学校、イエローバス配車予定箇所又は一時移転先において、保護者の迎えがある場合は、保護者等に引き渡す。

- ② 学校等の管理下でない場合は、各自宅、地域での対応行動とする。

#### (8) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ① 市は島根県と連携し、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブルが重大化した段階（島根県対策会議設置時）以降、報道機関、緊急速報メールなどを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切な情報提供に努める。
- ② 避難が指示された場合は、交通手段を有している者は早急に避難し、交通手段を有していない者は最寄りの一時的集結所から住民とともにバス等により避難を行う。

#### (9) イエローバスの乗客への対応

- ① 市は、イエローバスの乗客に対する警戒、避難等の情報伝達を委託業者に対して行い、車内放送、ラジオ放送、緊急速報メール等により情報を伝達する。

#### (10) 避難完了の確認等

- ① 住民の避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、個別に訪問して行う。
- ② 避難を拒否する住民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が繰り返し訪問し、避難を促す。

#### (11) 避難先での避難住民の登録

- ① 市は、避難所に派遣した職員、受入れ自治体職員及び施設管理者の協力を得て、避難所ごとに被災地住民登録票により登録を行う。

#### (12) 自主避難した住民の把握

避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する住民が発生することが想定されることから、市は自主避難した住民の把握に努める。

- ① 市は、自主避難した住民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知する。

#### (13) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市が連携して賃貸住宅や仮設住宅等へ、できるだけ早期に移転できるよう努める。
- ② 国、島根県及び市は連携して早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させるよう努める。

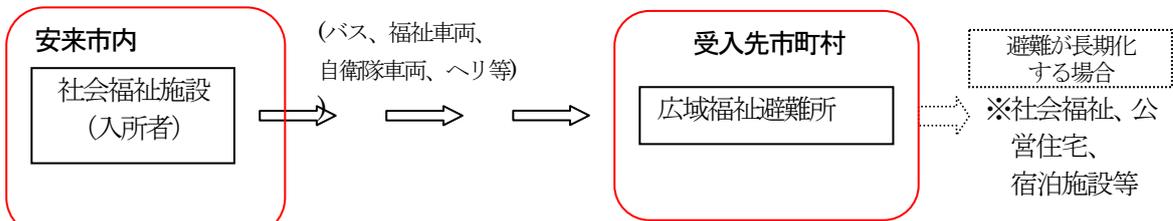
## 6. 災害時要援護者の避難体制

災害時要援護者の避難については、特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者及び在宅要援護者は広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行う。

なお、災害時要援護者の避難は、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保など避難準備を早期段階から行き迅速な避難を実施するが、準備が整うまでは屋内退避を行う。

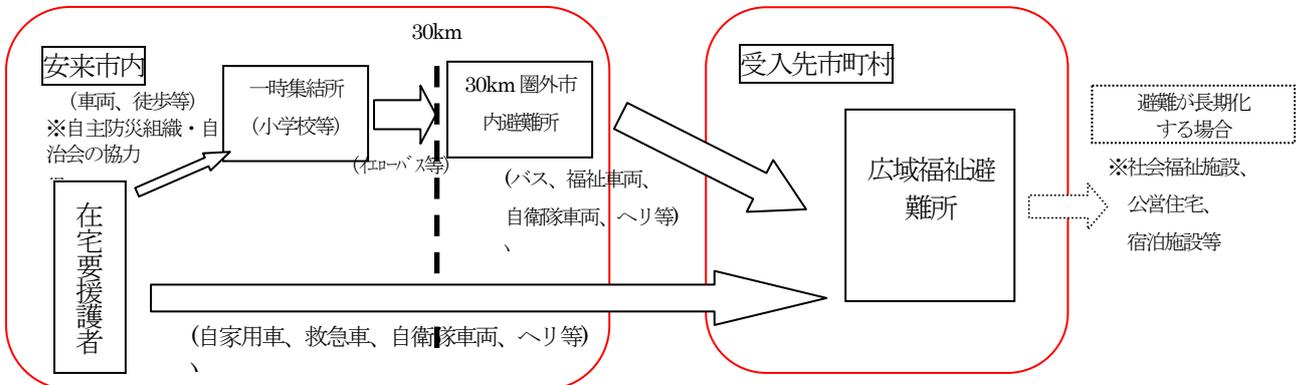
### (1) 避難の流れ

#### ①社会福祉施設

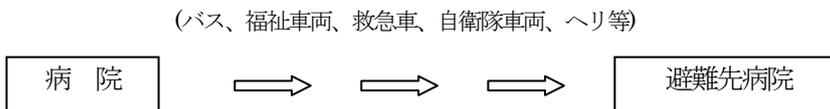


※社会福祉施設通所者について、時間的に余裕の無い場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

#### ②在宅要援護者



#### ③病院等入院患者



### (2) 避難先の確保及び周知

① 市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅要援護者の避難先（広域福祉避難所）を定め、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。

〔資料7〕

- ② 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は島根県と連携し、あらかじめ定めてある避難先となる受入れ自治体へ避難受け入れについて要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡する。
- ③ 島根県及び避難病院は、原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある病院群の関係者等と避難受け入れを要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、該当病院等へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うこととしている。
- ④ 市は、災害発生時において災害時要援護者で支援が必要な者の避難先の確保が困難となったときは、屋内退避を図りながら島根県及び国と連携して速やかに避難先を確保するよう努める。また、必要に応じて30km圏外の市内の施設を福祉避難所として活用するものとする。

### (3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる車両等の避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- ② 災害時要援護者の避難手段確保の手順・体制は、島根県が自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し整えることとしている。
- ③ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、市は島根県と連携し、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認することとしている。

### (4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定する。

### (5) 在宅要援護者の援護等

- ① 介助があれば自立歩行可能な要援護者は、原則として自主防災組織又は自治会等の協力を得ながら避難するものとする。
- ② 車いす又は寝たきりの要援護者は、島根県が、国、関係機関の協力を得て避難車両（リフト車又はストレッチャー車等）を確保し、市と連携し輸送する。
- ③ 人工呼吸器装着者又は在宅酸素療法を受けている要援護者は、救急車で輸送する。

### (6) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要援護者は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるよう努めることとしている。

## 7. 避難住民の支援体制

市は、国や、島根県及び避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

### (1) 避難所（一般避難住民用）の開設

#### ①避難所の開設

ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとする。

イ 避難開始当初においては、市は島根県と連携し、住民の送り出しを最優先とする必要から、避難所、避難経由所の開設・管理、避難誘導など避難住民の受入業務については、受入れ自治体側が対応するものとする。

ウ 受入れ自治体は、避難経由所の開設を最優先に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。

エ 市は島根県と連携し、できるだけ早期に各避難所等へ職員を順次派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

オ 避難所は、できるだけ早期に、避難住民、職員、ボランティア等で自主防災組織等を中心とした自主運営体制へ移行するよう努める。

カ 受入れ自治体から引き継いだ避難所施設の管理は、避難所の運営体制にかかわらず受入れ自治体側で引き続き行い、市、避難住民及び受入れ自治体と協力して避難所の運営にあたる。

#### ②避難物資の確保

ア 市は島根県と連携し、避難所への食糧や毛布等の避難物資について、国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図る。

イ 国が中心となり、できるだけ早期に関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資を迅速かつ円滑に供給する体制を整えるものとする。

### (2) 広域福祉避難所（災害時要援護者用）の開設

#### ①避難所の開設

ア 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとする。

イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とするものとする。

## ②災害時要援護者のケア

ア 災害時要援護者のケアについては、原則として在宅要援護者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行うものとする。

イ 市は島根県と連携し、ケア要員の不足が想定されることから、国や受入れ自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員の確保を図る。

## ③ 資機材・物資の確保

ア 市は島根県と連携し、災害時要援護者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図る。

イ 市は島根県と連携し、できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や地域から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

## 8. 避難所の運営について

### (1) 広域避難所

広域避難所の運営は、自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティを基本とし、市から派遣する職員、ボランティア等と協力し受入れ自治体の施設管理者の協力を得て住民が、自主的に運営できるよう努めるものとする。

市は、広域避難にも対応した避難所運営マニュアルの作成を行う。

- ① 市は、受入れ自治体の協力を得て、受入れ自治体毎に庁舎、又は避難所の一部に現地の支援拠点（臨時出張所等）を開設するものとし、派遣された職員は拠点の開設、運営に当たる。〔資料8〕
- ② 市は、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、正確な情報伝達に努める。
- ③ 住民は、避難所の運営にあたり高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等や、男女のニーズの違い、外国人に十分に配慮し、それぞれ協力して運営体制を構築するものとする。また、家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- ④ 避難所の運営体制は、自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティの状況を踏まえ、住民が概ね次の例を参考として、それぞれの避難所に応じた体制を整備し、避難所の運営に当たるとともに、良好な生活環境の確保に努める。〔資料9〕

<運営体制の例>

#### i 運営会議等

- ・施設の管理者を加え、管理者の協力を得て避難所の運営を担う

#### ii 運営班等

それぞれの避難所に応じた、概ね次ぎを参考として運営体制を構築するものとする。

- ・総務班（運営会議の事務局、各運営班の統括、相談窓口の設置、市等との連絡調整、ボランティアの受け入れ、連携等）

- ・情報班（住民情報の把握、災害、施設管理等の情報収集及び避難者への情報伝達等）
- ・施設班（避難所の衛生管理、避難者の援護施設、救援物資の管理・配分、安全管理等）
- ・給食班（炊き出し、給水、給食等）
- ・救護班（病人の対応、健康相談窓口、医薬品等の管理、保健師との連携等）

⑤ 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、安全の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

## （２）広域福祉避難所

### ①社会福祉施設入所者

社会福祉施設の広域福祉避難所の運営は、社会福祉施設職員が受入れ自治体の施設管理者の協力を得てそれぞれ作成した避難計画に基づき施設の運営主体において自主的に運営するものとする。

### ②在宅要援護者

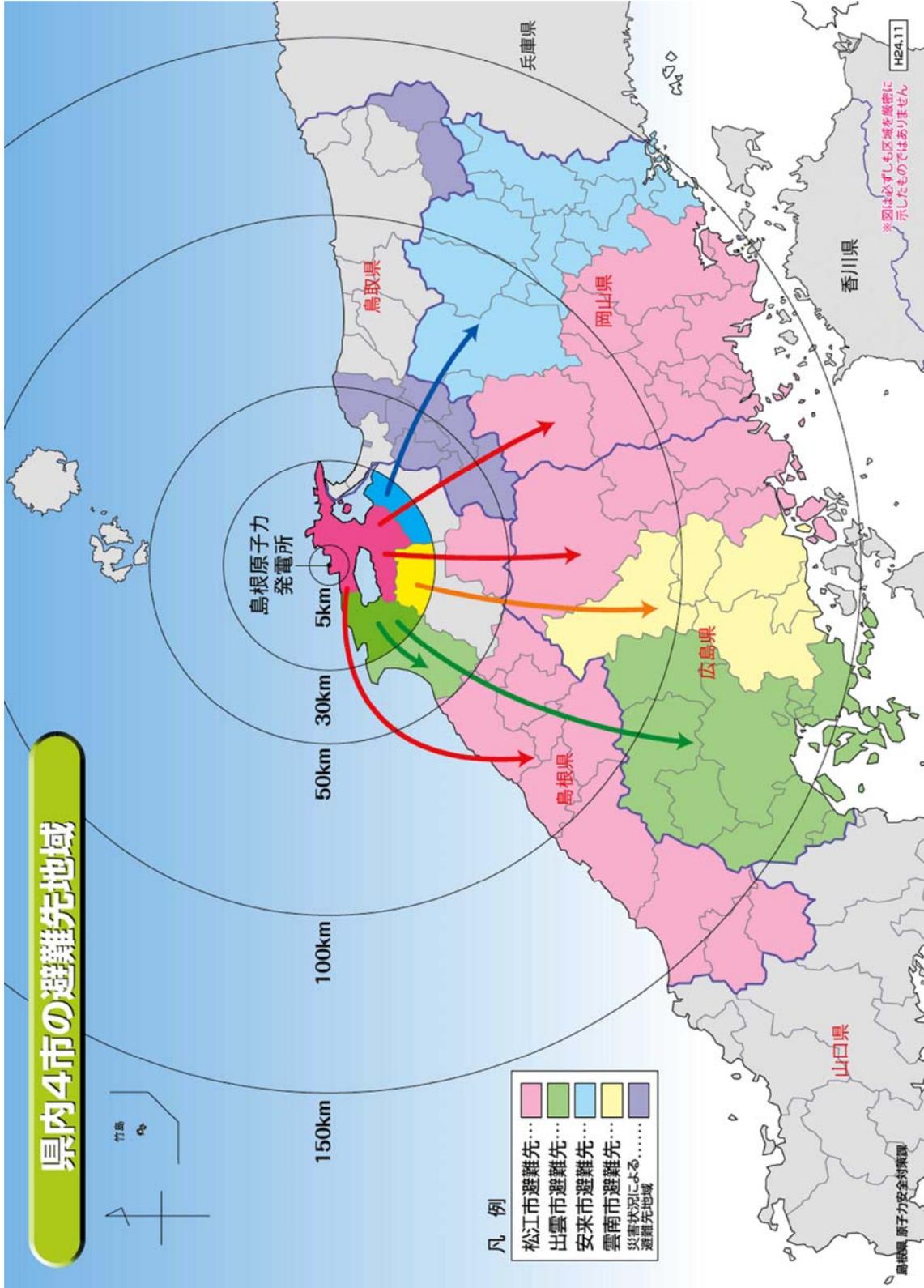
在宅要援護者の広域福祉避難所の運営は、受入れ自治体の施設管理者の協力を得て、避難者のケアに充分配慮しつつ一般の広域避難所の運営と同様な運営体制を構築し運営するものとする。

# 資 料 編

平成 2 5 年 3 月

安 来 市

# 県内4市の避難先地域

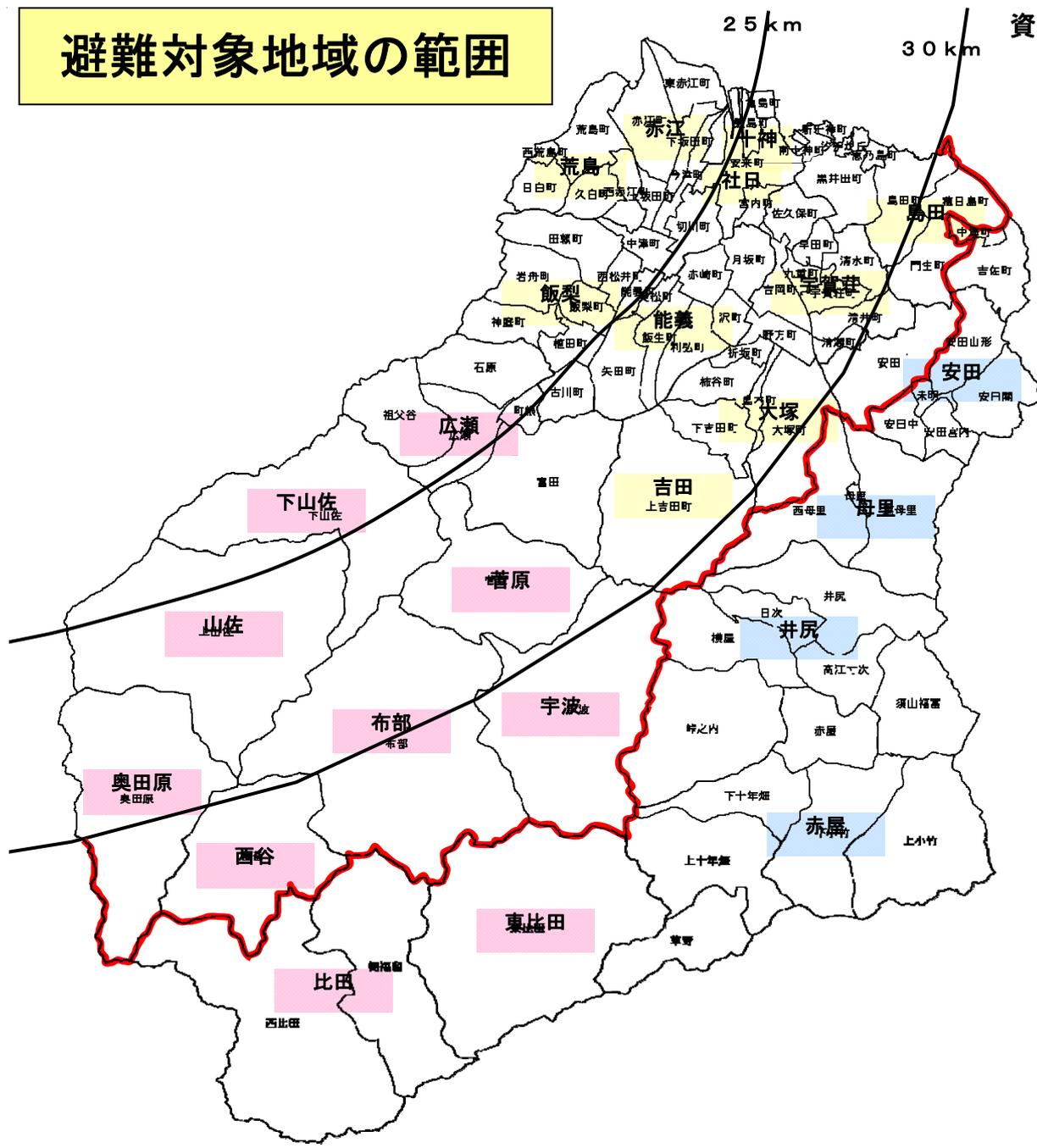


## 目 次

- 資料 1 避難対象地域の範囲
- 資料 2 広域避難先地域
- 資料 3 30 k m圏内の広域避難計画（一般住民用）
- 資料 4 原子力災害時の広域避難実施の流れ
- 資料 5 30 k m圏域避難ルート図（岡山県方面）
- 資料 6 園児、児童及び生徒等の一時移転先及びイエローバス配車計画について
- 資料 7 30 k m圏内の広域避難計画（社会福祉施設）
- 資料 8 避難所運営体制のイメージ
- 資料 9 現地支援拠点
- 資料 10 島根県の連絡体制
- 資料 11 原子力災害時の広域避難に係る情報連絡の流れ
- 資料 12 用語解説

# 避難対象地域の範囲

資料 1



## ○計画の基本避難区域の範囲

基本避難区域の範囲は、島根原子力発電所から半径概ね30km圏内を基本とする。

## ○避難地区の考え方

地区内の行政町名で30kmの線引きを行っている。

島田地区の場合：吉佐町・中海町は、島田地区であるが行政町名として外れているので30km圏外とする。

宇賀荘・大塚・吉田・宇波・布部・西谷・奥田原地区の場合：それぞれの地区の一部しか30km圏内に入っていないが行政町名ごとに避難区域の範囲を指定しているため地区として指定する。

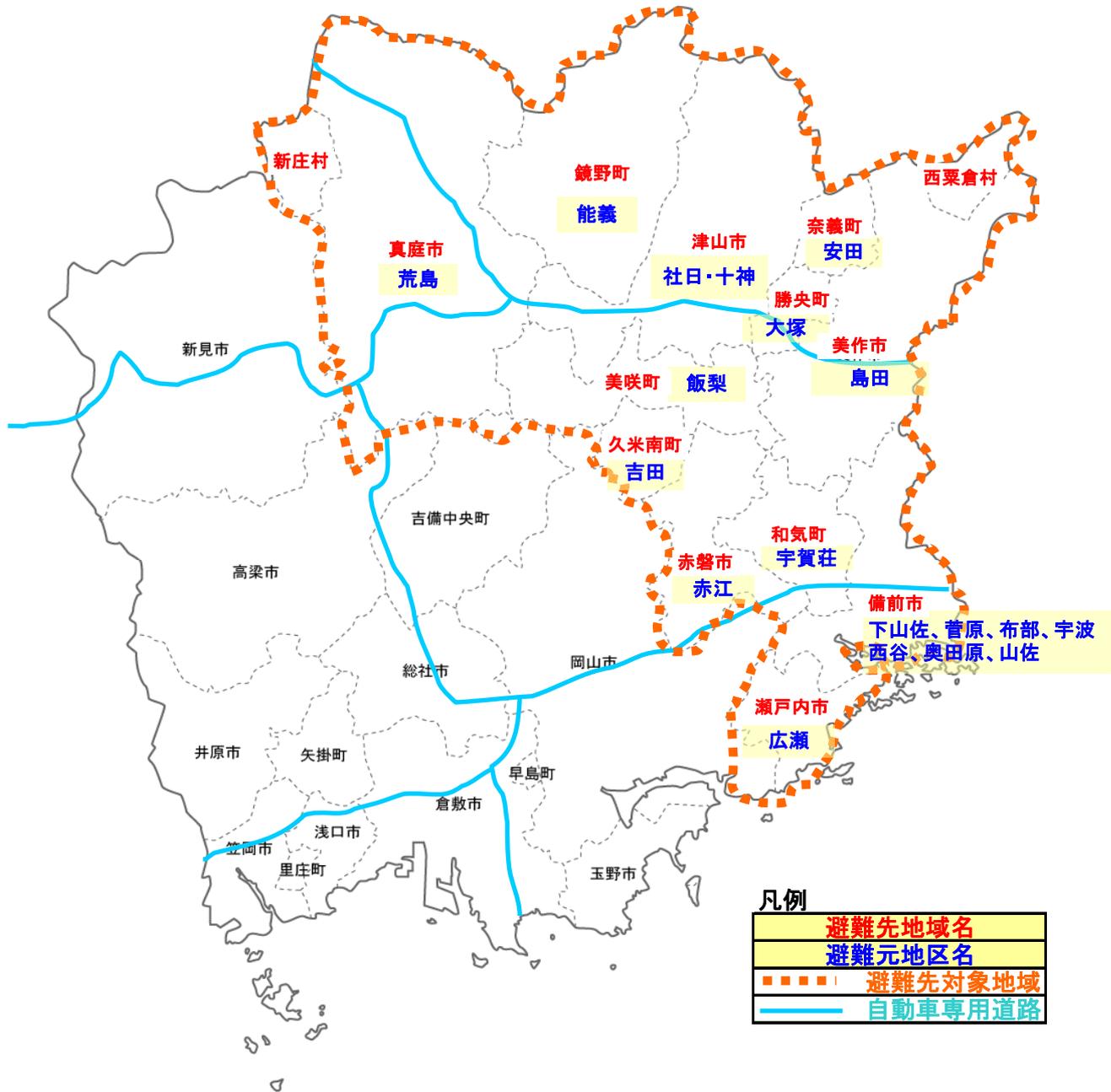
安田地区の場合：伯太町安田の行政町名のみ30km圏内とする。

## ※30km圏内の区分

- ・安来地域：社日、十神、赤江、荒島、飯梨、能義、大塚、吉田、宇賀荘、島田（島田の吉佐町、中海町は、30km圏外）
- ・広瀬地域：広瀬、下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐（比田、東比田は、30km圏外）
- ・伯太地域：安田（伯太町安田以外の安田地区及び母里、井尻、赤屋は30km圏外）

# 広域避難先地域(岡山県)

資料 2



凡例

<span style="color: red;">■</span>	避難先地域名
<span style="background-color: yellow;">■</span>	避難元地区名
— — — — —	避難先対象地域
— — — — —	自動車専用道路

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

平成24年3月31日現在

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
社日	社日小学校	10,756	917	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道181号	岡山県	津山市	グリーンヒルズ津山	津山市大田920
十神	第一中学校 十神小学校			①国道9号⇒国道180号⇒国道181号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道181号			岡山県津山総合体育館	津山市山北669
				同上			津山スポーツセンター	津山市勝部20-2

平成24年3月31日現在

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
赤江	赤江小学校	4,137	228	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号⇒国道484号⇒県道27号岡山吉井線 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（山陽IC）⇒県道27号岡山吉井線	岡山県	赤磐市	赤磐市役所	赤磐市下市344番地
				同上			赤磐市山陽ふれあい公園	赤磐市正崎1368番地
				同上			赤坂健康管理センター	赤磐市町苅田514番地
				同上			桜が丘いきいき交流センター	赤磐市桜が丘東5丁目5番地391
				同上			くまやまふれあいセンター	赤磐市松木621番地1
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号⇒国道374号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（美作IC）⇒国道374号			吉井会館	赤磐市周匝136番地1

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

平成24年3月31日現在

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
荒島	荒島小学校 第三中学校	4,027	324	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道（久世IC）⇒国道181号	岡山県	真庭市	宮芝グラウンド	真庭市久世 1435
				同上			久世エスパセンター	真庭市鍋屋17-1
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道482号⇒国道313号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（落合IC）⇒国道313号			落合総合グラウンド	真庭市下市瀬 586
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道482号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道（蒜山IC）⇒国道482号			蒜山高原スポーツ公園	真庭市蒜山上 長田2300-1
飯梨	飯梨小学校	1,477	92	①市道沢田頼線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号 ②市道沢田頼線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道53号	岡山県	美咲町	美咲町中央総合運動公園	美咲町原田 2155

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

平成24年3月31日現在

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
能義	能義小学校	1,586	105	①市道沢田瀬線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号 ②市道沢田瀬線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道179号	岡山県	鏡野町	鏡野町文化スポーツセンター	鏡野町竹田158-1
大塚	南小学校	1,067	78	①県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号 ②県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（津山IC）⇒国道179号	岡山県	勝央町	勝央町立勝央中学校	勝田郡勝央町平1000
吉田	吉田交流センター	546	41	①県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号 ②県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道53号	岡山県	久米南町	久米南町民運動公園	久米南町上弓削1500
宇賀荘	第二中学校 宇賀荘小学校	1,861	92	①県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号⇒国道374号 ②県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（和気IC）⇒国道374号	岡山県	和気町	和気町体育館	和気町福富312-1
				同上			学び館サエスタ	和気町父井原430-1

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

平成24年3月31日現在

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
島田	島田小学校	2,582	128	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号 ②国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（美作IC）⇒国道374号	岡山県	美作市	美作ラグビー・サッカー場	美作市入田436-3
				同上			バレンタインパーク作東総合グラウンド	美作市江見945

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

平成24年3月31日現在

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
広瀬	広瀬小学校 広瀬中学校	3,810	351	①県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒国道182号⇒国道2号⇒県道83号飯井宿線 ②県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒中国自動車道（東城IC）⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（山陽IC）⇒県道37号西大寺山陽線⇒県道83号飯井宿線	岡山県	瀬戸内市	長船スポーツ公園	瀬戸内市長船町土師2195番地

平成24年3月31日現在

## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村						
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所				
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所			
下山佐	下山佐交流センター	2,756	292	① 県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒国道182号⇒国道2号⇒国道250号 ② 県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒中国自動車道（東城IC）⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（和気IC）⇒国道374号⇒国道250号	岡山県	備前市	備前市 総合運動公園	備前市久々井 747番地			
菅原	菅原交流センター										
布部	布部小学校										
宇波	宇波交流センター						① 県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒国道182号⇒国道2号⇒国道250号 ② 県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒中国自動車道（東城IC）⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（和気IC）⇒国道374号⇒国道250号	岡山県	備前市	日生運動公園	備前市日生町 寒河380番地3
西谷	西谷交流センター										
奥田原	奥田原交流センター										
山佐	山佐小学校										

平成24年3月31日現在

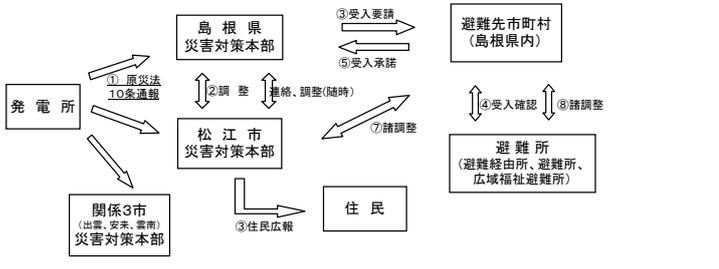
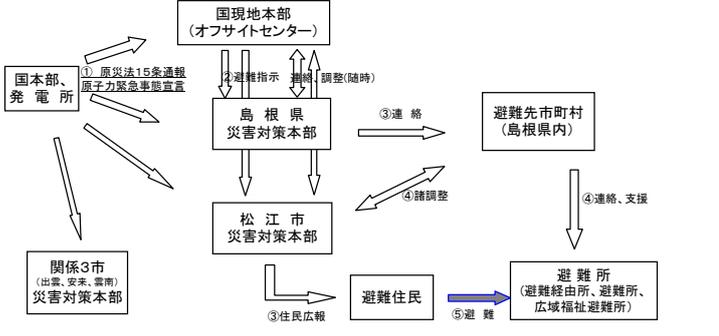
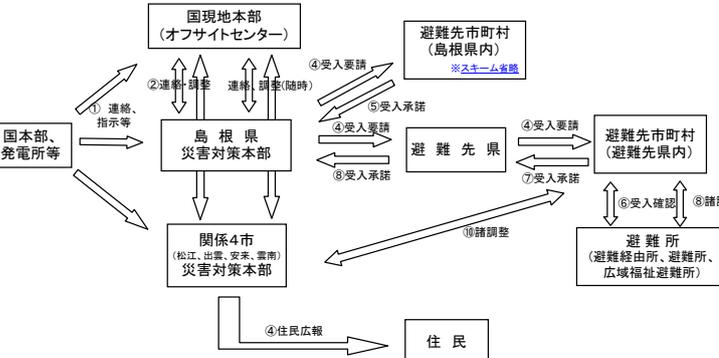
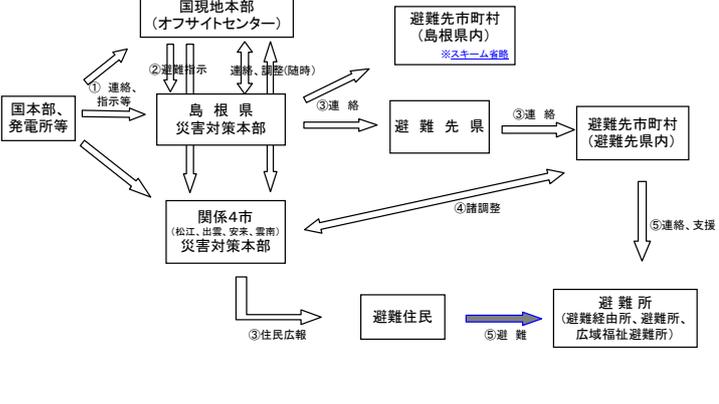
## ○30km圏内の広域避難計画（一般住民用）

※人口の内、社会福祉施設 20施設728人除く

避難地域				避難ルート	避難先市町村			
交流センターの単位	一時集結所	受入自治体別			県名	市町村名	避難経由所	
		人口	うち在宅要援護者数				名称	住所
安田	安田小学校	836	36	①県道101号米子伯太線⇒県道102号米子広瀬線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号 ②県道101号米子伯太線⇒県道102号米子広瀬線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（津山IC）⇒国道53号	岡山県	奈義町	奈義町文化センター	奈義町豊沢327-1
30km圏	23	35,441	2,684		12		25	

# 原子力災害時の広域避難実施の流れ

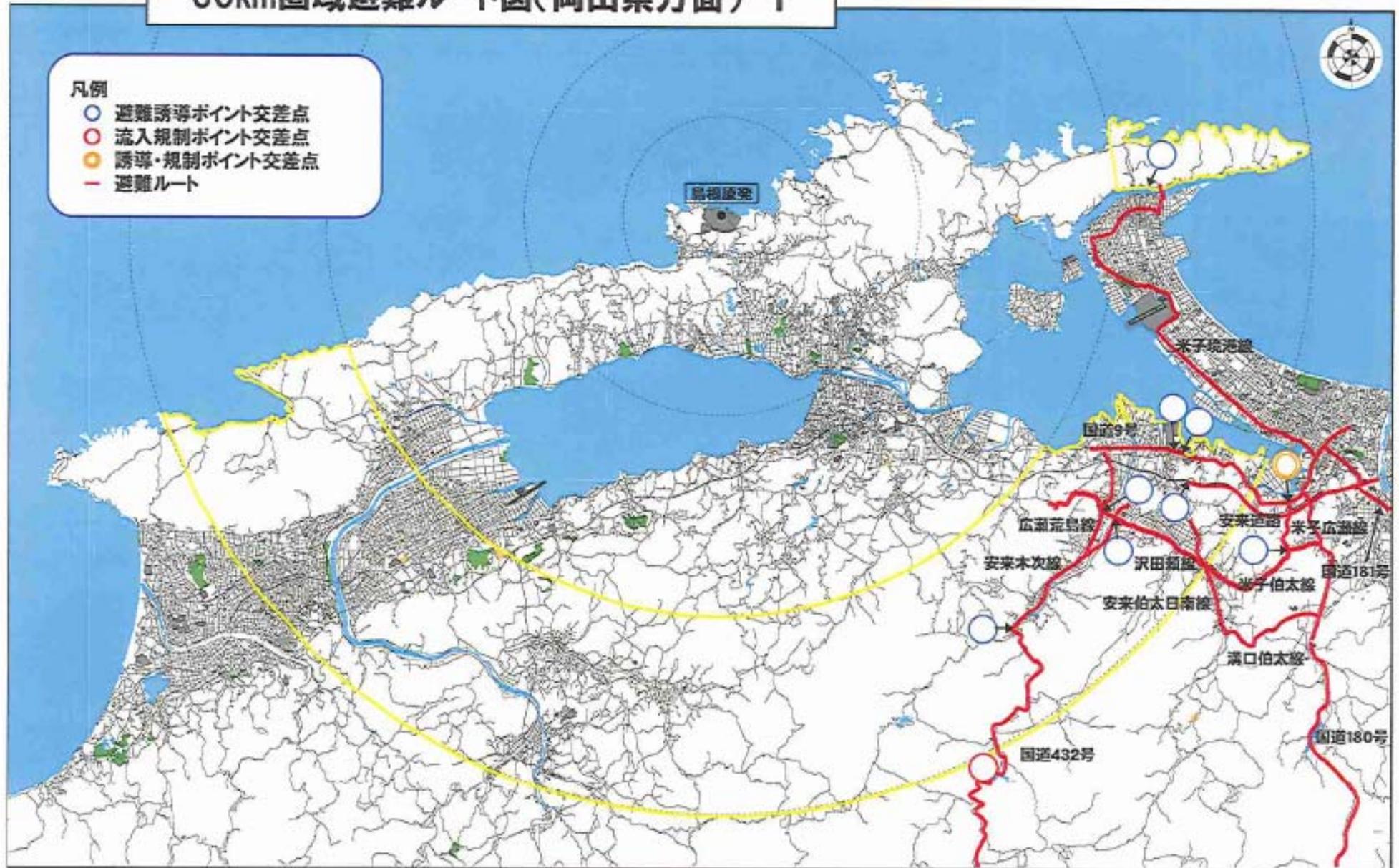
資料 4

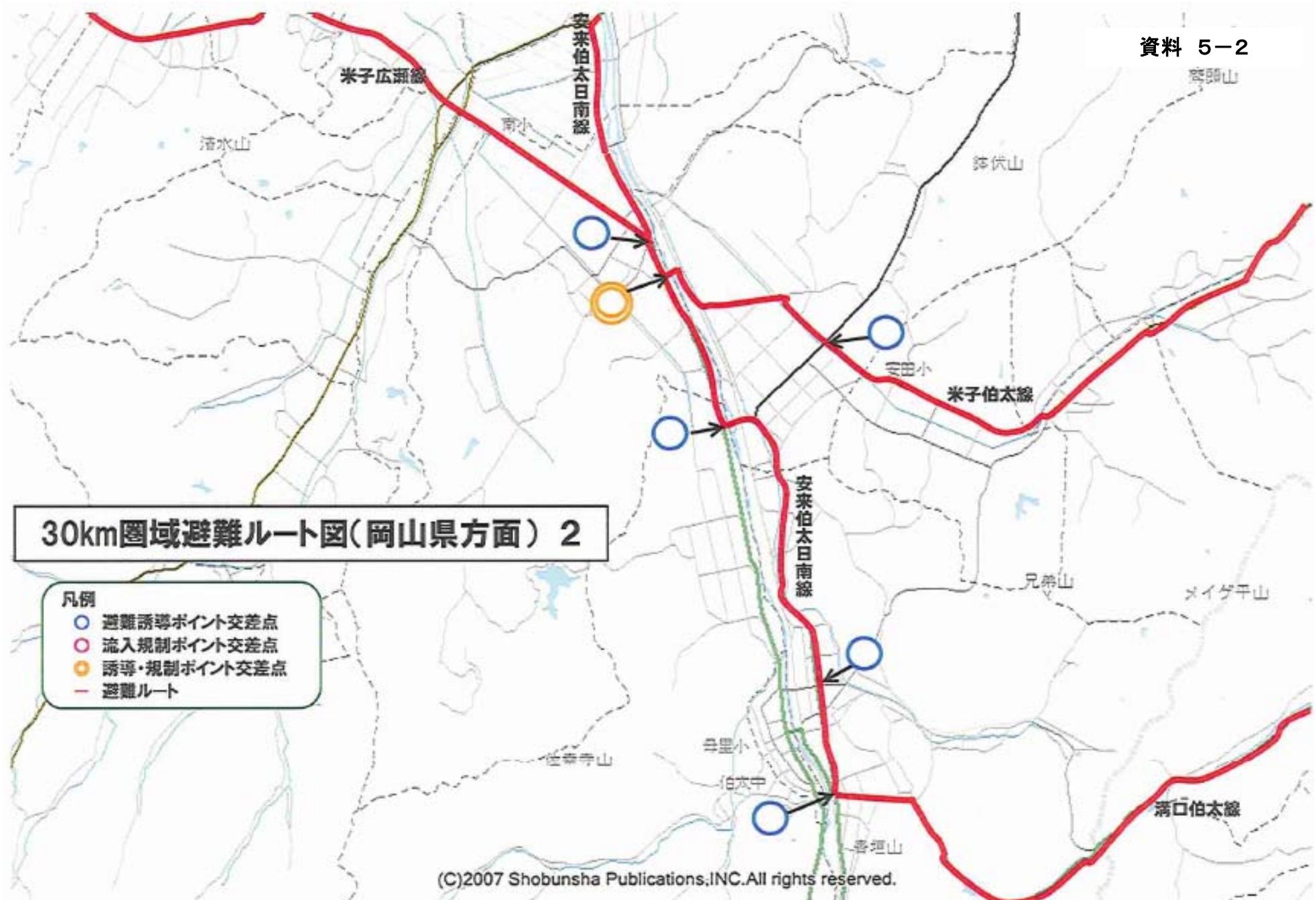
段階	避難実施等の流れ	備考
<p>3-1. 避難準備 (PAZ地域(概ね5km圏)) ※原災法10条通報時を想定</p>		<p>&lt;原災法10条&gt; 原子力災害に至る可能性がある事象(特定事象)について、事業者(原子力防災管理者)の国や自治体等に対する通報義務を定めた規定</p> <p>③受入要請、④受入確認については、事前の広域避難計画を基本に行う。</p>
<p>4-1. 避難指示・避難開始 (PAZ地域(概ね5km圏)) ※原災法15条通報時を想定</p>		<p>&lt;原災法15条&gt; 内閣総理大臣が行う原子力緊急事態宣言の発出等を定めた規定であり、その判断基準(事象等)を定めている。</p> <p>国現地本部は緊急事態宣言以降設置される。</p>
<p>...</p>	<p>発電所又は環境の状況により、段階的に避難準備・避難地域が拡大 (例: 5km圏避難⇒10km圏避難⇒20km圏避難.....)</p>	
<p>3-0. 避難準備</p>		<p>④⑤受入要請、⑥受入確認については、事前の広域避難計画を基本に行う。</p>
<p>4-0. 避難指示・避難開始</p>		

原子力災害の進展

# 30km圏域避難ルート図(岡山県方面) 1

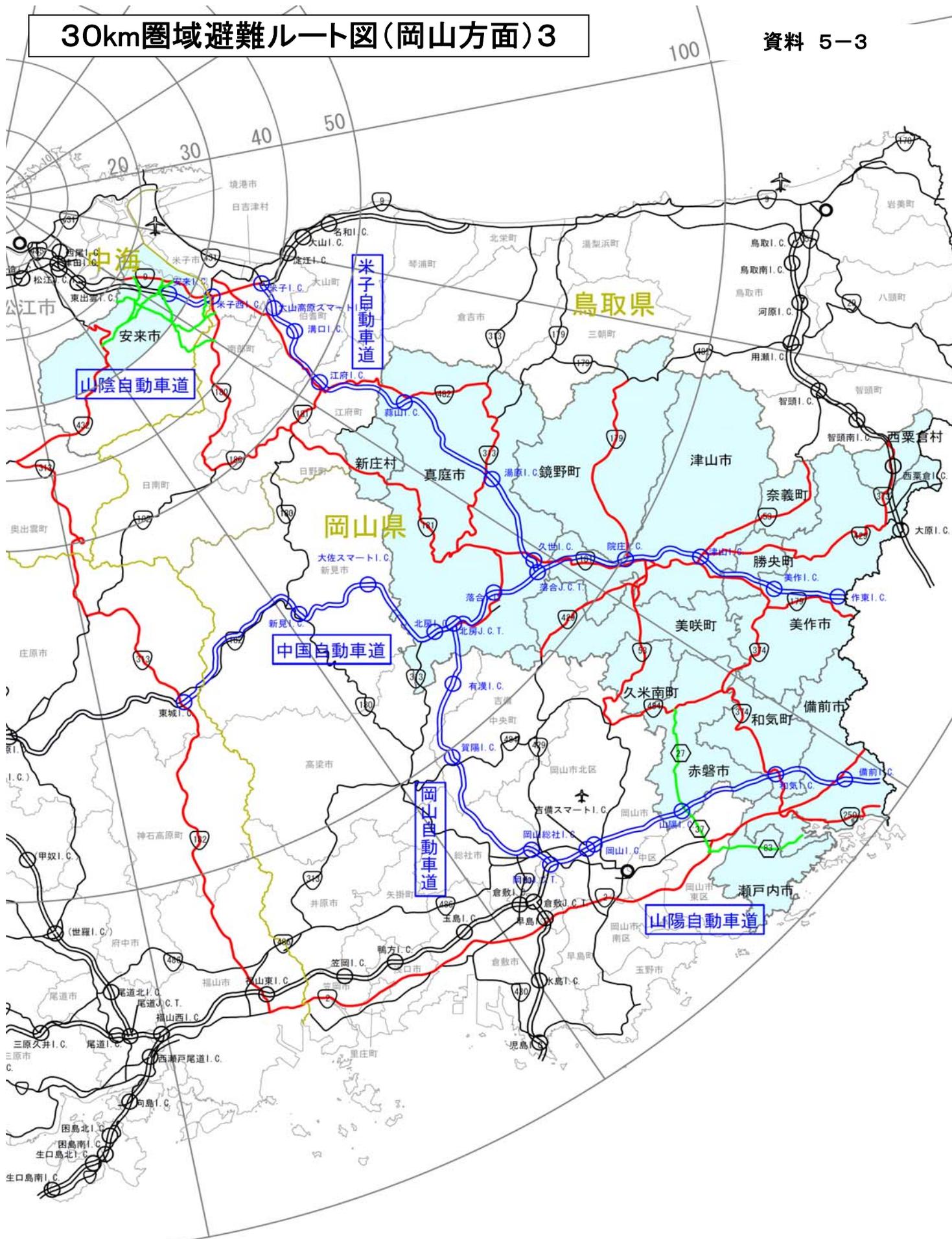
資料 5-1





# 30km圏域避難ルート図(岡山方面)3

資料 5-3



# 園児、児童及び生徒等の一時移転先及びイエローバス配車計画について

資料 6

地区名	避難元施設名					集合場所		一時移転先施設				
	学校等の名称	所在地	電話番号	児童 生徒数	原発から の距離	イエローバス 配車予定箇所	人数	施設名	住所	電話番号	収容 人員	
社日	社日小学校	宮内町101	22-6345	259	26.05	社日小学校	349	はくた文化学習館	伯太町母里28	37-0050	810	
社日	城谷保育所	安来町583	22-2948	90	25.77							
十神	第一中学校	飯島町792	22-2250	471	25.17	第一中学校	471					
十神	十神小学校	安来町843-3	22-2010	370	25.61			伯太中学校 (体育館含む)	伯太町西母里940-6	37-1007	2,160	
十神	安来幼稚園	安来町853	22-2129	106	25.66							
十神	安来保育所	安来町858-6	22-2219	80	25.65	十神小学校	736					
十神	安来保育園	安来町1129	22-2496	60	25.92							
十神	みゆき保育園	安来町924-3	22-3567	120	25.72							
赤江	赤江小学校	赤江町1843	28-8009	295	23.77			赤江小学校	伯太町民体育館	伯太町西母里231-5	37-1262	1,150
赤江	赤江保育所	赤江町1742	28-8634	70	23.77							
赤江	切川保育所	切川町624-2	22-3815	60	25.22							
赤江	ふたば保育園	下坂田町197-1	23-1577	150	24.11							
荒島	第三中学校	西赤江町395	28-8534	181	23.49	第三中学校	181					
荒島	荒島小学校	荒島町2728	28-6186	239	22.38			母里小学校 (体育館含む)	伯太町西母里1040-1	37-1099	1,000	
荒島	荒島幼稚園	荒島町1263	28-8510	11	21.81	荒島小学校	310					
荒島	荒島保育所	荒島町3508	28-8416	60	21.95							
飯梨	飯梨小学校	植田町398	28-6417	53	24.64	飯梨小学校	113	わかさ会館	伯太町東母里572-1	37-1558	550	
飯梨	飯梨保育所	飯梨町447-2	28-6447	60	24.63							
能義	能義小学校	飯生町265	22-2854	81	26.17	能義小学校	99					
能義	能義幼稚園	飯生町566-11	22-2244	18	26.29							
大塚	南小学校	清瀬町230	22-2807	98	28.95	南小学校	158					
大塚	大塚保育所	大塚町399-1	27-0051	60	29.77							
宇賀荘	第二中学校	吉岡町7	22-2859	120	27.46	第二中学校	120					
宇賀荘	宇賀荘小学校	清井町300	22-2364	50	28.95			井尻小学校 (体育館含む)	伯太町井尻859-2	37-1032	1,520	
宇賀荘	宇賀荘幼稚園	清井町323-1	22-2118	7	28.91	宇賀荘小学校	57					
島田	島田小学校	穂日島町485	22-2531	208	29.90							
島田	島田幼稚園	穂日島町485	22-5325	26	29.99	島田小学校	269					
島田	あゆみ保育園	島田町1203-1	23-1557	35	29.98							
広瀬	広瀬中学校	広瀬町富田1470	32-2389	187	25.64	広瀬中学校	187					
広瀬	広瀬小学校	広瀬町広瀬751	32-2388	246	24.71			比田小学校 (体育館含む)	広瀬町西比田1659	34-0014	1,250	
広瀬	広瀬幼稚園	広瀬町広瀬754-22	32-2387	19	24.63	広瀬小学校	460					
広瀬	広瀬保育所	広瀬町広瀬631-1	32-3807	75	25.08							
広瀬	ひろせ保育園	広瀬町広瀬1834-1	32-4718	120	24.89							
布部	布部小学校	広瀬町布部1152	36-0200	31	29.55	布部小学校	71					
布部	布部保育所	広瀬町布部233-2	36-0227	40	29.89							
山佐	山佐小学校	広瀬町上山佐608-1	35-0017	25	25.75	山佐小学校	55					
山佐	山佐児童館	広瀬町上山佐618-1	35-0150	30	25.82							
安田	安田小学校	伯太町安田1213-1	37-0058	101	31.75	安田小学校	101	赤屋小学校 (体育館含む)	伯太町赤屋123	38-0004	910	
						合計	4,312				9,350	

※市警戒本部・災害対策本部は、避難完了を終えたイエローバスと連携を図りながら避難未完了の施設へ向かわせる。

## ○30km圏内の広域避難計画（社会福祉施設・入所用）

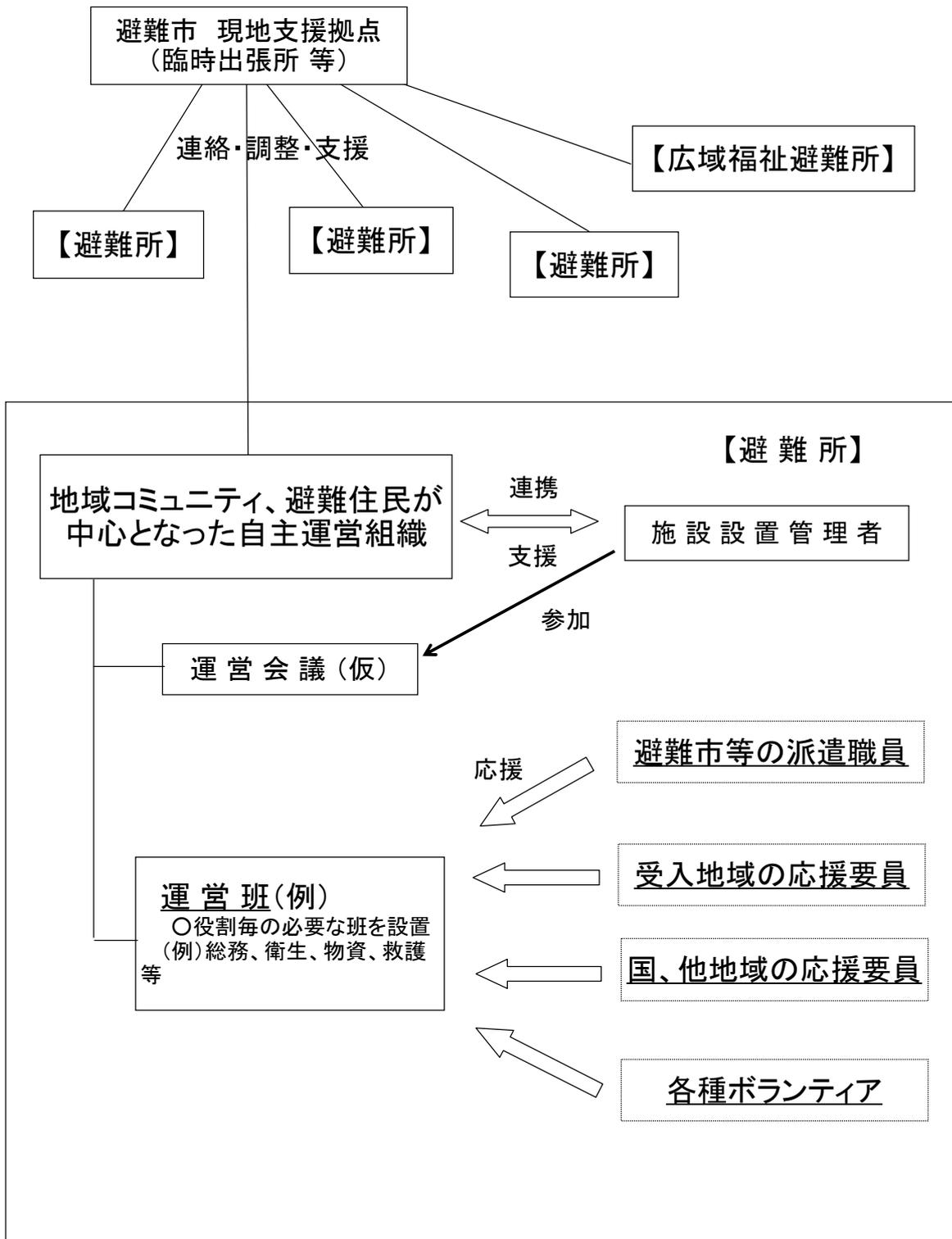
地区名	避難地域 社会福祉施設		避難ルート	避難先地域（岡山県）
	施設数	定員		市町村名
社日	1	50	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道179号	鏡野町
十神	3	54	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道429号⇒国道373号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（津山IC）⇒国道429号⇒国道373号	西栗倉村
	1	80	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道482号⇒国道313号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（北房IC）⇒国道313号	真庭市
	1	50	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道（江府IC）⇒国道181号	新庄村
	3	36	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道53号	久米南町
	1	65	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号⇒国道484号⇒県道27号岡山吉井線 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（山陽IC）⇒県道27号岡山吉井線	赤磐市
赤江	1	60		
荒島	2	18	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道482号⇒国道313号 ②山陰自動車道（安来IC）⇒米子自動車道⇒中国自動車道（落合IC）⇒国道313号	真庭市
飯梨	2	116	①市道沢田瀬線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来柏太日南線⇒県道1号清口柏太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号（⇒国道429号） ②市道沢田瀬線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来柏太日南線⇒県道1号清口柏太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（院庄IC）⇒国道53号（⇒国道429号）	美咲町
広瀬	1	18	①県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒国道182号⇒国道2号⇒県道83号飯井宿線 ②県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒中国自動車道（東城IC）⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（山陽IC）⇒県道37号⇒県道83号飯井宿線	瀬戸内市
下山佐	1	70		
宇波	1	11	①県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒国道182号⇒国道2号⇒国道374号 ②県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号⇒中国自動車道（東城IC）⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道（和気IC）⇒国道374号	和気町
安田	2	100	①県道101号米子柏太線⇒県道102号米子広瀬線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号 ②県道101号米子柏太線⇒県道102号米子広瀬線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道（江府IC）⇒中国自動車道（津山IC）⇒国道53号	奈義町
30km圏計	20	728		

## ○避難先市町村における安来市現地支援拠点

資料 8

市町村名	施設名	住所	備考
津山市	津山市役所	津山市山北520	
真庭市	真庭市役所(会議室)	真庭市久世2927-2	
赤磐市	赤磐市役所	赤磐市下市344番地	
瀬戸内市	ゆめトピア長船	瀬戸内市長船町土師277番地4	
備前市	備前市総合運動公園(施設会議室)	備前市久々井747	
美作市	バレンタインパーク作東総合グラウンド	美作市江見945	
美咲町	美咲町中央保健センター	美咲町原田2150	
和気町	学び館サエスタ	和気町父井原430-1	
鏡野町	鏡野町文化スポーツセンター	鏡野町竹田158-1	
勝央町	鏡野町役場(会議室)	勝央郡勝央町勝間田201	
奈義町	奈義町役場	奈義町豊沢306-1	
久米南町	久米南町中央公民館	久米南町下弓削502-1	避難所と併設
西粟倉村	あわくら会館	英田郡西粟倉村大字影石33番地	
新庄村	ふれあいセンター	真庭郡新庄村1999-1	避難所と併設

## 避難所運営体制のイメージ



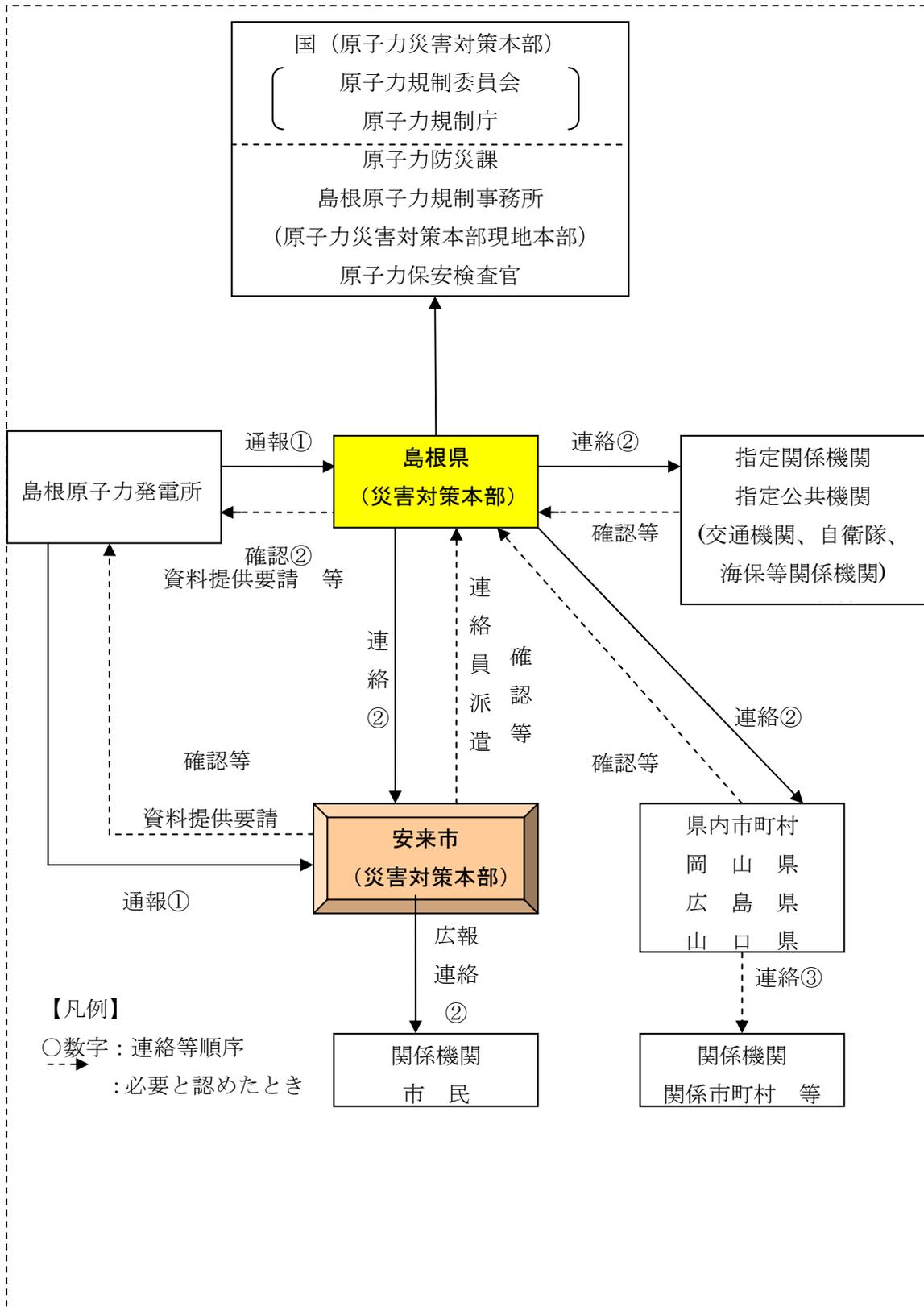
## 島根県の連絡体制

島根県が行う連絡事項等

主な情報連絡の段階	主な内容
① 重大なトラブルと判断 (島根県対策会議設置時等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の状況、島根県の対応状況等</li> </ul>
② 警戒事象通報時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒事象となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況</li> <li>・ P A Z 地域の避難準備に備え体制、災害時要援護者の援護体制の準備等</li> </ul>
③ 特定事象通報時 (原災法 10 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事象となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況</li> <li>・ 概ね 0 ～ 5 k m 圏 ( P A Z 相当 ) の避難準備連絡等</li> </ul>
④ 原子力緊急事態宣言発出時 (原災法 15 条該当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言発出の連絡、事故の状況、島根県の対応状況</li> <li>・ 概ね 0 ～ 5 k m 圏 ( P A Z 相当 ) の避難指示</li> <li>・ 概ね 5 ～ 10 k m 圏 ( U P Z 相当 ) の避難準備連絡等</li> </ul>
⑤ 住民避難等の指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故・災害の状況、国・島根県の対応状況</li> <li>・ 避難対象地域の避難等指示</li> <li>・ 避難指示地域の外側圏域の避難準備連絡</li> </ul> <p>※国からの指示に基づく</p>

※島根県から重大なトラブル発生の連絡があったときは、危機管理課において警戒体制を敷き、緊急時への対応に備える。

情報連絡系統図（島根県対策会議以降）



# 原子力災害時の広域避難に係る情報連絡の流れ

資料 11

段 階	連絡等の流れ	備 考
<p>0. トラブル発生 (安全協定等のトラブル)</p>		
<p>1. 重大な事象と判断した場合 (島根県対策会議設置等)</p>		<p>&lt;島根県対策会議&gt; 発電所の事故・トラブルが原子力災害につながる恐れがあると判断される場合など、島根県危機管理監の判断により設置される。 モニタリング体制の強化など事故・トラブルの進展の備えた体制について協議する。</p>
<p>2. 発電所の状況などの連絡 (以降、同様の流れで連絡)</p>		

発電所の事故・トラブルの進展

## 用語解説

### ● 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) : 概ね5km 圏内

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響[\*]等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていることなどを踏まえ、「原子力施設から概ね5km」を目安とする。

### ● 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action planning Zone) : 概ね30km 圏内

UPZとは、確率的影響[\*]を最小限に抑えるため、緊急時活動レベル[\*](EAL)、運用上の介入レベル[\*](OIL)に基づき緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定すること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

#### [\*] 確定的影響

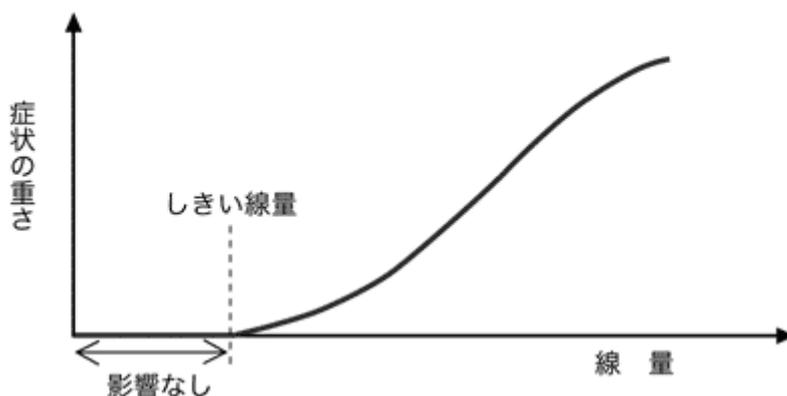
ある一定の放射線量(これをしきい値[\*]という)を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。

確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響(精神遅延、小頭症)、白内障などが含まれる。

#### [\*] しきい値

一般的にある値以上で影響が現れ、それ以下では影響がない境界の値をしきい値という。放射線影響の分野では、皮膚の紅斑、脱毛、不妊など、放射線の確定的影響には、それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値という。

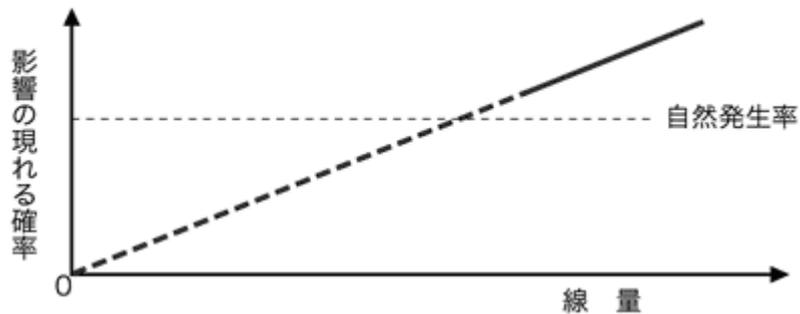
#### (確定的影響(脱毛・など)の線量と影響の関係)



#### [\*] 確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられている。

(確率的影響(がん・白血病など))



(出典：原子力防災基礎用語集 (財)原子力安全技術センター、2011年版)

[\*] 緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準を原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル (EAL) として設定する。EALの具体的内容については、今後原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載される。

[\*] 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響[\*]の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル (OIL) として設定する。OILの具体的水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載される。

(出典：原子力災害対策指針 (平成24年12月3日))

●スクリーニング

原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所等において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふり分けを実施する。これをスクリーニングという。

※出典「原子力防災基礎用語集 2011年版」(財)原子力安全技術センター